

# 焼津市農業委員会 3 月総会議事録

## 1 日時

令和 7 年 3 月 17 日（月）午後 2 時 00 分 ～ 午後 3 時 15 分

## 2 場所

焼津市役所本庁会議室 1 A

## 3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	有谷 歳幸	○	8	西尾 雅志	○	1 5	村松 達雄	○
2	石田 芳雄	○	9	増田 龍治	○	1 6	横山 文哉	○
3	山下 早苗	×	1 0	栢村 輝夫	○	1 7	河合 英夫	○
4	桜井 亮平	×	1 1	村松 正二	○	1 8	深津 三郎	×
5	鶴橋 俊次	○	1 2	村松 章	○	1 9	杉本 芳郎	○
6	内田 宏	○	1 3	梅原 利浩	×			
7	藁科 光生	○	1 4	吉田 とり	○			

## 4 事務局出席者

局長 油井光晴 主査 高橋雅代 主任主事 杉原千洋

## 5 議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の専決受理について  
第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の専決受理について  
第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の専決受理について  
第 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による農地賃貸借の合意解約について  
第 5 号 農地の利用目的変更届出について  
第 6 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可について  
第 7 号 転用等確認について

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について  
第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可について  
第 3 号 非農地判断について  
第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員19名中、ただ今の出席委員は、<u>15名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>ただ今から令和7年3月総会を開会します。</p> <p>初めに、本日の議事録署名人を指名します。</p> <p>6番、内田 宏委員、14番、吉田 とり委員両名にお願いします。</p> <p>それでは、報告事項から始めます。</p> <p>報告第1号から報告第7号までを、一括して議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<b>【報告第1号から報告第7号までを朗読】</b>
議長	<p>質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第1号から報告第7号までを承認することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、報告第1号から報告第7号までは、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」の番号24を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第1号、番号24を朗読後、説明】</b></p> <p>申請地の場所は、大井川西小より南西へ約400mに位置している青地農地です。</p> <p>譲渡人は、市内に住んでおりますが、今後の営農については難しいと考えていたところ、申請地の隣接地に住む譲受人が水稻の経営規模拡大のために農地を取得したいとのことで、譲渡人と売買の合意が得られたため、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>譲受人の農機具等の保有状況についても問題なく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>なお、譲受人が高齢であったため、ヒアリングを行ったところ、後継者もおり、営農を継続していくことができると判断いたしました。</p> <p>事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
推進委員 30番	<p>これは所有権移転の案件であります。この件については、本人の年齢がご高齢であり、近い将来耕作できない可能性があり、耕作放棄地とならないか心配な点があるため、3月10日にヒアリングを実施しました。</p> <p>現地の確認は、3月4日に行い、譲受人の自宅の宅地に隣接し、用水路</p>

	<p>の整備もされており、耕作するうえでの問題はありませんでした。</p> <p>後継者という娘夫婦は50代であり、東京都に在住していますが、今現在も時々農作業に参加し、定年後には実家に戻るということでした。</p> <p>譲受人自身も20年あまり耕作経験があり、自作地と合わせて4200㎡の水田となりますが、本人の耕作意欲を感じることや、娘夫婦から後継者として農業を継続することの確約書を提出してもらっていることから許可相当と判断しました。</p> <p>皆様、ご審議のほどよろしく願いいたします</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号の番号24を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号24は許可することに決定しました。次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可について」の番号47を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号47を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、静岡福祉大学より東に約400mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、三和の農地277㎡について、住宅敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>借人においては、現在は市内の他所にて借家住まいであります。家族が増えて住居が手狭となったこと、将来の生活設計も考慮し、申請地を貸人より借り受けて住宅を建築したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の東側及び西側は宅地、北側は水路、南側は道路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。</p> <p>転用面積は適正であり、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 15番	<p>本案件については、3月8日に、地区の委員6名で現地調査を行いました。詳細については、事務局からの詳しい説明のとおりです。</p> <p>隣接地に農地はないため、周辺農地への影響はありません。北側の水路に大きな水路も通っていますが、水路に与える影響もほとんどありません。</p> <p>周辺農地に与える影響は軽微であることから許可相当であると考えます。</p> <p>皆様方、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p>

	<p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号47を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号47を許可することに決定しました。次に、議案第2号、番号48を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号48を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、はばたき橋から北に約500mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、上泉の農地339㎡について、資材置場及び貸駐車場敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>借人は焼津市上泉で土木建築工事業を営んでおります。今まで事務所及び資材置場・駐車場としていた土地の賃貸借契約解除に伴い、事務所を移転した結果、資材置場と事業用トラックの駐車場が不足していました。</p> <p>事務所近隣の申請地が適地であることから所有者に打診し、承諾を得られたため、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。</p> <p>資材置場及びトラック5台の駐車場として転用面積は適正で、周辺に農地はなく影響がないと判断できることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 30番	<p>これは賃借権の案件となります。3月4日に地区委員で現地調査を行いました。</p> <p>現在畑、茶畑の部分について駐車場及び資材置場敷地として転用したいという申請であります。</p> <p>宅地と道路に囲まれており、周辺に及ぼす影響も軽微であることから許可相当と判断いたしました。</p> <p>皆様、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号48を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号48を許可することに決定しました。次に、議案第3号、「非農地の判断について」を議題とします。</p> <p>本議案に関係する委員につきましては、本議案の採決が終わるまで退室をお願いします。</p> <p>【退室】</p>

	<p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第3号を説明】</b></p> <p>令和6年度農地利用状況調査において、再生利用が困難と見込まれる下記の土地について、「非農地判断の徹底について」農林水産省経営局農地政策課長通知に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しない非農地と判断をするというものです。</p> <p>高草山関連の非農地判断につきましては、令和4年度に吉花トンネル付近から始め、反時計回りに順次進めております。</p> <p>本件につきましては、令和6年の8月から9月にかけて実施された農地利用状況調査において、東益津地区委員の現地調査により「再生利用が困難な農地」と判断された土地について、非農地として判断するものであり、令和7年2月に所有者宛てに、農地かどうかの確認の通知を送りましたが、特に疑義の申し出もありませんでした。</p> <p>議案に挙げた土地は、山林化しており、農地への復元が困難と認められるため、非農地と判断することは問題ないと思われまます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり決定しました。</p> <p>それでは、退席されていた委員の入室を認めます。</p> <p><b>【入室】</b></p> <p>次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を審議します。</p> <p>本議案に関係する委員につきましては、本議案の採決が終わるまで退室をお願いします。</p> <p><b>【退室】</b></p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第4号を説明】</b></p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号は原案のとおり、計画を策定することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第4号を承認することに決定しました。</p> <p>それでは、退席されていた委員の入室を認めます。</p> <p><b>【入室】</b></p> <p>以上をもちまして、令和7年3月総会を終了します。</p>